

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	七尾市 (代表) 中能登町

七尾鹿島鳥獣被害防止計画

<連絡先>

七尾市

担当部署名 七尾市産業部農林水産課
所在地 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地
電話番号 0767-53-8422
F A X 番号 0767-52-7765
メールアドレス nourin@city.nanao.lg.jp

中能登町

担当部署名 中能登町農林課
所在地 鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地
電話番号 0767-72-3922
F A X 番号 0767-72-3929
メールアドレス nourin@town.nakanoto.ishikawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ニホンザル、ニホンジカ、 中獣類（ハクビシン、アナグマ、タヌキ、アライグマ）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	七尾市、中能登町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積	金額
イノシシ	水稻	270a	3,306千円
ツキノワグマ	野菜、果樹、林業	—	—
カラス	水稻、野菜、果樹	—	—
ニホンザル	野菜、果樹	—	—
ニホンジカ	水稻、野菜、果樹、林業	—	—
中獣類	野菜、果樹	—	—

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、豚熱の影響及び捕獲活動により個体数が減少していると推測されており、並びに電気柵の普及が進み、令和4年度までは農業被害は減少したが令和5年度以降は横ばい傾向となっている。令和8年度以降は個体数の回復が見込まれ、被害拡大が懸念される。 水稻等の農作物被害や水田の畦畔や水路、農道や林道の掘り返し等の生活基盤等への被害、市街地への出没や車両との接触事故も確認されている。
<p>【ツキノワグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業及び人的被害は確認されていないが、市街地近郊の里山等での目撃情報があるため、被害の発生が懸念される。
<p>【カラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物被害は確認されていないが、糞害は確認されている。 今後は糞害に加え、農作物被害の発生が懸念される。
<p>【ニホンザル・ニホンジカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業及び人的被害は確認されていないが、出没が確認されている。 今後被害発生が懸念される。
<p>【中獣類（ハクビシン、アナグマ、タヌキ、アライグマ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭菜園等の野菜及び果樹の食害や住宅への侵入に伴う被害が発生している。 今後は被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	270a	3,306 千円	189a	2,310 千円
ツキノワグマ	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
ニホンザル	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—
中獣類	—	—	—	—

（現状値の約70%を目標値に設定）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町と猟友会及び協議会が連携し、捕獲檻や銃器による有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲活動を実施。 ○市町の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得支援補助 ・ 捕獲檻購入補助 ・ 狩猟免許登録更新補助 ・ 有害鳥獣処理施設（焼却）の運営 ○補助者の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲隊員の確保・育成 ・ 捕獲技術及び知識の向上
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○集落毎の被害状況や地元団体（生産組合等）の設置要望に応じた電気柵の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の整備については、協議会が購入し地元団体に貸与し、地元生産者が設置・管理を実施。 ○電気柵設置・管理に関する講習会を実施。 ○集落点検実施に伴う電気柵管理の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草等、電気柵の維持管理の徹底 ・ 耐用年数の経過した電気柵更新 ・ 地域ぐるみでの被害防止体制の構築
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物残渣及び放置果樹等の除去、草むらの刈り払い等の獣害に強い環境整備の啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落や農地周辺での環境整備について、地域ぐるみでの取組の推進

(5) 今後の取組方針

【イノシシ】

- ・有害鳥獣捕獲隊による捕獲を行い、個体数の減少に向けた取組を実施。
- ・地元団体での捕獲檻購入の支援を実施。
- ・狩猟免許取得の支援を実施。
- ・補助者制度を活用した地域ぐるみの捕獲を推進。
- ・狩猟免許登録更新補助を実施。
- ・市街地等での出没・目撃情報の収集・伝達を速やかに行い、住民の被害防止に努める。
- ・集落毎の被害状況や地元団体の設置要望に応じた電気柵の設置による農作物被害の縮小に向けた取組の実施。
- ・捕獲個体の処分に伴う地元の負担を軽減するため、有害鳥獣処理施設（焼却）の運営。

【ツキノワグマ】

- ・捕獲による個体数調整を実施。
- ・出没・目撃情報の収集・伝達を速やかに行い、住民の被害防止に努めるとともに、クマの生態や被害防止対策について普及啓発を実施。

【カラス】

- ・パトロール及び地域住民からの情報提供をもとに、銃器等による有害鳥獣捕獲を実施。

【ニホンザル】

- ・パトロール及び地域住民からの情報提供による被害情報の把握とともに、追い払いを中心とした被害防止に向けた取組を実施。
- ・出没・目撃情報の収集・伝達を速やかに行い、住民の被害防止に努める。

【ニホンジカ】

- ・パトロール及び地域住民からの情報提供による被害情報の把握とともに、追い払い・捕獲による個体数調整を中心とした被害防止に向けた取組を実施。

【中獣類】

- ・パトロール及び地域住民からの情報提供による被害情報の把握とともに、被害防止に向けた取組を実施。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・イノシシ・ニホンザル等の捕獲は、有害鳥獣捕獲隊を編成し捕獲を実施する。
- ・ツキノワグマ・ニホンジカについては個体数調整に係る捕獲隊を編成し捕獲を実施する。
- ・イノシシについては、地元住民が補助者として捕獲隊をサポート・連携する体制を構築する。
- ・猟友会及び市町と連携を密にし、捕獲隊員の確保と捕獲技術向上に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ツキノワグマ カラス ニホンザル ニホンジカ 中獣類	鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の設置、侵入防止柵の設置等を推進する。 また、研修会等を猟友会と連携して実施し、営農者等の被害防止に対する意識の向上、狩猟免許取得の推進及び捕獲隊員の確保育成を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】 生息数の増加が懸念されるため、重点的な捕獲が必要であり、生息状況、被害状況等を勘案し、適正な捕獲計画数を設定する。</p> <p>【カラス】 農作物被害に併せ、市街地等の生息状況及び被害状況等を勘案し、捕獲区域、計画数等を設定する。</p> <p>【中獣類】 農作物被害に併せ、市街地等の生息状況及び被害状況等を勘案し、捕獲区域、計画数等を設定する。</p> <p>【ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ】 石川県ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ管理計画に基づき、石川県と協議の上、捕獲計画等を設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,250頭	1,250頭	1,250頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ハクビシン タヌキ アナグマ	100頭	100頭	100頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
ツキノワグマ	個体数調整 上限頭数	個体数調整 上限頭数	個体数調整 上限頭数

捕獲等の取組内容
<p>捕獲は主として、春期から秋期の農作物被害が多発する期間に実施するが、特にイノシシ・ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ等については捕獲効率の高い時期を設定し計画的に実施する。</p> <p>捕獲手段としては箱わな及び銃器を使用。</p> <p>処理方法としては焼却、埋設、食肉処理施設での解体等を用いる。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵 (新規整備) 21,000m うち(新設) 6,200m (再設) 14,800m	電気柵 (新規整備) 149,000m うち(新設) 10,000m (再設) 139,000m	電気柵(新設) (新規整備) 49,800m うち(新設) 10,000m (再設) 39,800m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者(集落営農者等)による電気柵の管理(草刈及び見回り、メンテナンス等) ・ 電気柵設置マニュアルの配布 ・ 新規に電気柵を設置する集落に対し設置・管理に関する現地講習会の実施。 ・ 集落点検時の電気柵の管理状況の点検及び指導 ・ 広報誌等での侵入防止柵点検の啓発の実施。 		

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は殺処分後、山野に放置することなく、焼却施設での焼却、食肉処理施設での解体・ジビエ肉として利活用又は埋設等適切に処理する。
七尾市では埋設にかかる負担を軽減するため、令和3年度より能登島有害鳥獣処理施設（焼却施設）での焼却を行っている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費及び獣肉処理施設での処理を推進し、食肉として利活用を図る。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	七尾鹿島鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
七尾市産業部農林水産課鳥獣被害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 被害防止計画の策定と周知 ・ 鳥獣被害防止対策への技術的・財政的支援 ・ 研修会の開催等による人材の育成 ・ 放送・メール等による注意喚起 ・ 捕獲・追い払い技術等の助言・指導 ・ 狩猟者（捕獲隊員）の育成 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 協議会事務局の運営
中能登町農林課	

能登わかば農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 農地等の保全・管理と指導 ・ 鳥獣被害防止対策への財政的支援
石川県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 農地等の保全・管理と指導 ・ 鳥獣被害防止対策への財政的支援
石川県猟友会七尾鹿島支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 捕獲檻・銃器等による捕獲 ・ 捕獲・追い払い技術等の助言・指導 ・ 狩猟者（捕獲隊員）の育成 ・ 捕獲場所、捕獲頭数等の報告
石川県中能登農林総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 鳥獣被害防止対策への技術的支援
石川県鳥獣保護員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 鳥獣の保護に関する業務
七尾警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 住民の安全確保

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	オブザーバーとして七尾鹿島鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供
石川県自然環境課	
石川県里山振興室	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

七尾市 産業部農林水産課職員で構成 中能登町 農林課職員で構成

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他の鳥獣による被害が発生した場合は、県や関係機関と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—
